

令和7年度 亀田西小学校 いじめ防止のための基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法第十三条により、亀田西小学校におけるいじめの防止等のための対策を定めるものである。すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめを行わず、またいじめを見逃したり、放置したりすることがない学校を目指し、全教職員が一丸となって取り組んでいく。

1 基本的な考え

(1)教職員の姿勢

いじめは、どの児童にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、積極的・組織的に見付け、子どもと共に課題解決を図る。また、児童がお互いに認め合い、支えあい、高め合う人間関係を築くことができるよう、保護者、地域との連携・信頼関係を構築し、いじめのない学校、社会の実現に向けて取り組む。

(2)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

この定義より、事案が次の4つの要件に全てあてはまる場合に、いじめと判断する。

- ・加害者・被害者とも児童生徒である。
- ・加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ・加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ・被害者が心身の苦痛を感じている。

(3)いじめの理解

いじめの被害者・加害者は固定化されたものではなく、多くの児童が、あるときは被害者になり、あるときは加害者になるなど、入れ替わりながら被害も加害も経験する場合もある。

また、いじめが起こっているときには、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。いじめの問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。

いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団全体に形成され、学校風土、地域社会の風土となることが、いじめの未然防止につながるものである。

2 いじめの防止等に向けた方針

分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動を充実させることでいじめを生まない学校風土づくりに努める。そして、いじめに対しては積極的、組織的に対応し、さらに保護者、地域、外部機関との連携を進める。

(1)いじめの防止

① 児童一人一人の成長を促す指導

いじめの発生は、児童の自律性や社会性、人権意識が大きくかかわる。全教育活動を通して児童一人一人の成長を促す指導により力点を置き、いじめ防止に努める。

一人一人が友達との望ましい関係の中で、自分自身を高め、いじめを生まない風土をつくるために、特に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育む。

② かかわり合い、学び合う授業の充実

分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

基礎的・基本的な知識や技能の習得を図ることはもちろんのこと、自分の考えを表現する力を高め、かかわり合いながら課題を解決することを通して、自身や他者の理解、相互理解を促す。

③ 学級経営の充実

教師と児童の信頼関係をつくり、児童のよりよい学級づくりに取り組もうとする意欲を引き出し、学級の諸問題を自分たちで解決していく力を育てる。特にいじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権意識を高める。

教職員の言動が児童一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されることや、いじめが発生しやすい雰囲気がつくられることのないよう、十分注意を払い、児童が安心して生活できる環境づくりに努める。

④ 特別活動の充実

学級活動や異年齢集団活動を通して、互いのよさを認め合ったり、助け合ったりする活動を充実させる。学校生活の中で子どもたち自身が問題に気づき、主体的にいじめ防止に取り組むよう、働き掛ける。

⑤ 児童への啓発と予防教育

いじめについての指導を年度初めに行ったり、いじめ問題を題材とした道徳科の授業や「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す児童会活動を計画したりし、児童が主体的にいじめの問題を考え議論し、その予防や解消に取り組む活動を進める。インターネットトラブルを未然に防ぐために、情報モラル教育を推進する。

いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを児童に確実に理解させ、いじめ防止に向けた児童の意識向上を図る。

⑥ 児童理解・職員の研修

子どもを語る会等の児童理解研修を実施し、児童に関して共通理解を図ると共に、全職員で見守りながら日々の情報交換を密にし、全教育活動を通して支援・指導を行う。

また、いじめや人権、発達障がい、性別違和（LGBT）等に係る教職員の資質向上のために、校内研修を計画的に実施するとともに、教育委員会等が主催する研修会への教職員の積極的な参加を促す。

⑦ 保護者や地域との協力体制

授業参観や懇談会でいじめ防止に関わることを話題として、保護者とともにいじめ防止について考える機会をもつ。また、たより等でも情報を発信し、保護者や地域と連携しいじめ防止等に徹底して取り組む。

(2) いじめの早期発見

① 子どもとの信頼関係

日頃から、子どもをよくみる、話しかけるなど積極的に関わり、子どもとの信頼関係を築く。子どもの話を丁寧に聴き取り、その後の対応についても意向を汲みながら一緒に考え、安心して悩み等を打ち明けられる関係をつくる。

② アンケートの活用

いじめ等に関するアンケート調査を年間3回実施し、いじめの未然防止と早期解決に努める。原則として下記に留意し対応する。

- 書かれたアンケートの内容については、学校が責任をもって受け止め、必ず対応することを実施前に伝える。
- アンケートは目的に応じて記名式・無記名式の選択をし、周りの目を気にすることのないよう調査用紙や記入場所等工夫する。
- 原則として調査を実施した日のうちに、複数の教職員の手で記入内容を確認する。
- 調査用紙（原本）は子どもが卒業するまで保管し、調査の結果まとめた資料等は子どもの卒業後5年間保存する。

③ 教育相談の実施

原則として、アンケート調査の実施後に、担任と子どもが対面して話しをする「ふれあいトーク」を実施する。調査の内容の他、学習や友だちのこと、心配なことなどを話し合う。

④ 情報の収集と整理

全教職員による見取り、放課後やインターネット、保護者や地域からの連絡等、情報を収集整理し、見えにくいいじめにも注意を払い、早期対応に努める。

(3) いじめへの対処

① 迅速で組織的な対応

いじめを認知したら、速やかに生活指導主任及び管理職まで報告をあげる。いじめ不登校の初期対応ガイドブックにもとづき、「校内いじめ対応ミーティング」を開き、課題解決の方針を共通理解し、組織的に対応する。重大事態につながるおそれのある事案については、いじめ対策委員会を開くとともに、市教育委員会に報告をいれる。

事実確認と情報収集を迅速かつ丁寧に行い、全体像を的確に把握する。保護者に協力を仰ぐとともに、必要に応じて外部機関と連携を図る。

② 解消までの指導・経過観察・再発防止

いじめを受けた子どもに対しては、気持ちに寄り添いながら、一緒に考えるとともに「絶対守る」という姿勢で、事実の把握・心のケア・保護者への説明等、いじめられた子どもの不安を解消するよう迅速に対応する。

いじめた子どもに対しては、安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点を自覚させる等、子どもに向き合って完全解消に努める。その際、「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめをうけた子どもの心の不安が完全に払拭された状態である。解消後も、子どもの様子をよく観察して再発を防止する。

周囲の児童に対しては、自分事として問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一歩踏み出す勇気をもてるようにする。

③ 保護者への対応

いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者に対して適切に事実を説明する。

3 組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。構成メンバーは、管理職、生活指導主任、いじめに関係する児童の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わる。

この組織は、学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させ、いじめが発生した場合、次のことを行う。

- いじめの状況を組織として共有
- 事実把握のための調査
- 対処のための方針や方法の協議
- 児童への指導
- 事案に関する記録

(2) いじめ対策委員会

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。構成員は校長・教頭・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・当該学年主任・当該学級担任を原則とし、必要に応じて他の職員や地域人材としてスクールサポーター、コミュニティ協議会安心安全部員、スクールカウンセラーなどを加えて行う。

会議は、必要に応じ随時開かれるものとする。

(3) 亀田西中学校区いじめ防止連絡協議会

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

構成メンバーは、地域コミュニティ協議会・青少年育成協議会・民生委員・児童委員・PTA・スクールカウンセラー・教職員等の代表とする。

4 その他

毎週火曜日に、児童の情報交換を行い、各学年で起きた生徒指導上の事案を共通理解し、いじめの早期発見につなげる。

5 年間の予定

(1) いじめの早期発見のための方策

①子どもとの信頼関係	②アンケートの活用	③教育相談「ふれあいトーク」	④情報収集と整理
------------	-----------	----------------	----------

- ・「児童理解（いじめ）アンケート」と教育相談「ふれあいトーク」の流れ
(できる限り迅速な対応で)

時	児童への指導	教師の対応
運動会後 2日間のうちに実施 随時 年3回 2週間でミーティング メモ記入)	・アンケート実施 ・ふれあいトーク (全児童対象) *時間設定はモジュールの時間に設定。場所は廊下や特別教室等工夫する。	1 アンケート実施後、名簿順に並べ、担任が目を通した後、聞き取り等することなく、すぐに教頭先生に提出。 2 教頭先生と校長先生が確認ののち、学級担任に返却。 3 ふれあいトークタイムで聞き取りをする。 4 ○を付けている児童について聞き取りをした内容を、教頭先生、学年主任に報告し、判断を仰ぐ。 5 ○を付けている児童のアンケート用紙は、コピーをして1部生活指導部（本多）に提出する。 6 教頭先生、校長先生の判断で「いじめ」認知の場合、 教頭：「校内いじめ対応ミーティング」の用紙に概略に記録する。重要度（高・中・低）の判断を行う。 学級担任：いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者に対して適切に事実を説明する。 指導・対応の経過を把握する。

・「児童理解（いじめ）アンケート」の保管について

- ①学年でまとめて子ども理解部から配付された封筒に入れる。
- ②学級名簿順に並べる。一番上に学級名簿を付ける。
- ③校長室の廊下側スチールロッカーに入れる。
- ④アンケートの**保存期間は、在学中**。
- ⑥「校内いじめ対応ミーティングメモ」**原簿は卒業後5年保存**。

（２）年間アンケート・教育相談計画（予定）

目 的	5月27日～6月6日	10月28日～11月6日	1月19日～31日
いじめ調査 ↓ 児童理解 「ふれあいトーク」 ↓ 記録・保存 対応	児童理解（いじめ）アンケート① ふれあいトーク ・いじめ対応ミーティング メモ記入	児童理解（いじめ）アンケート② ふれあいトーク ・いじめ対応ミーティング メモ記入	児童理解（いじめ）アンケート③ ふれあいトーク ・いじめ対応ミーティング メモ記入
児童理解 ↓ 保管	スチールロッカーに保管	スチールロッカーに保管	スチールロッカーに保管